

平成29年(行ウ)第10号 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件

判 決 骨 子

原 告 沖 縄 県
被 告 国

5

主 文

本件各訴えをいずれも却下する。

理 由

10 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではない(最高裁平成14年7月9日判決参照)。

15 本件各訴えはいずれも、原告が、専ら行政権の主体として、沖縄県漁業調整規則39条1項の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として提起した訴訟であるから、法律上の争訟に当たらない。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官	森	鍵	一
裁判官	中	町	翔
裁判官	山	村	涼